

スーダン難民に係る物資協力の実施について

平成 25 年 1 月 22 日
閣 議 決 定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、スーダン難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成24年度において、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）に対し、現在、南スーダン共和国においてスーダン難民に対して行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

(1)	テント	1,000張
(2)	毛布	25,000枚
(3)	給水容器	27,500個
(4)	ビニールシート	10,000枚
(5)	スリーピングマット	35,000枚

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 南部スーダン独立前のスーダン共和国においては、2005年に南北包括和平合意が成立するまで20年以上にわたって南北スーダン内戦が続いていたが、当該内戦により、南コルドファン州及び青ナイル州（以下「両州」という。）の多数の住民が被害を受けた。
- 2 2011年7月に南スーダン共和国がスーダン共和国から独立したが、従前どおりスーダン共和国に属する両州においては、同年6月頃からスーダン共和国軍と反政府勢力の衝突が発生したことに加え、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）等による人道救援活動が制限され、人道状況が悪化した。このため、南北スーダン内戦により被害を受けた両州の多数の住民がスーダン難民として南スーダン共和国に流入する事態となっており、その数は今後更に増加すると見られている。こうした事態を受け、国際連合が発出した「南スーダン統一アピール」の下、UNHCRは、同国内において、人道救援活動を実施してきている。
- 3 今般、UNHCRから我が国政府に対し、スーダン難民に早急に必要とされるテント、毛布、給水容器、ビニールシート及びスリーピングマットの譲渡要請がなされたものである。